

## 平成28年第28回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、平成28年第28回岩手町農業委員会総会は、平成28年8月23日、午後1時30分、岩手町役場第4会議室に招集された。

1、今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

- (1) 議案第1号 利用状況調査結果に対する農地の判断について
- (2) 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
- (3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
- (4) 議案第4号 農地法の適用外証明に対する可否の決定について
- (5) 議案第5号 農地売買等事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

- 1番 山口 弘
- 2番 中村 重信
- 3番 國枝 金一
- 4番 細野 清悦
- 5番 井戸 ツヨミ
- 6番 黒澤 金一
- 7番 太布 光則
- 9番 遠藤 美江子
- 10番 佐々木 金見
- 11番 横澤 稔秋
- 12番 澤村 博美
- 13番 佐々木 夏子
- 15番 幅 清一
- 16番 福士 好子
- 18番 佐々木 由和(職務代理)
- (議長)19番 松本 良子(会長)

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

- 8番 田中 正志
- 14番 千葉 静子
- 17番 遠藤 幸夫

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

農業委員会事務局長 民部田 政彦

農地振興係主幹	滝川 勉
副主幹	府金 昌代
主任	畑中 功

(開会時刻 午後 1 時30分)

議 長 ただいまから第28回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。なお、本日の欠席通告者は、8番田中正志委員、14番千葉静子委員、17番遠藤幸夫委員3名であります。

議 長 会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、当職より指名いたします。2番中村重信委員、3番國枝金一委員のご両名をお願いいたします。また、書記は事務局の畑中主任をお願いいたします。

議 長 本日の総会は、配布してあります議案5件の提出があります。お諮りします。議案5件を議題とすることにご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、議案5件を議題とすることに決定いたしました。

議 長 議案第1号、利用状況調査結果に対する農地の判断について、であります。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第1号、利用状況調査結果に対する農地の判断について、ご説明いたします。  
平成28年7月15日に3班編成による農地パトロールを行い、町内の全農地の5,425ヘクタール、22,120筆の調査を行いました。  
調査の結果議案書3ページから5ページに記載の90筆は、調査担当した班が遊休農地として判定した農地でございます。この農地所有者に対して農地法第32条の規定による利用意向調査を行なうこととなります。

また、議案書6ページから14ページに記載の357筆の農地は、パトロールの際調査担当した班が、非農地が妥当と判断した農地でございます。農業委員会による

非農地判断がなされた土地については、土地所有者に農地法の適用外証明願の提出を促し、地目変更等に今後繋げて行きたいと考えるものでございます。

本議案は、3班編成により調査を行った利用状況調査結果について承認を求めるものでございます。3班編成して調査した際の班長さんから、補足があればご説明をお願いいたします。以上議案第1号に係る事務局説明を終わります。

議 長 ただいま第1号議案の説明が終わりましたが、この件について皆さんの方から、また3班に編成してパトロールしました各班の班長さんからご意見、質問等ございましたらお願いいたします。

13番佐々木委員 13番佐々木です。この間農地パトロールしましたが、その中で1件、受付番号60番●●さん所有の畑ですが、この方は畑を他の人に貸しておりましたのでここも貸せるのではないかと思いA分類の1号にしたのですが、今まで借りている人に話を聞いたところ、山の中にあつて借りられないということから非農地にしてもらいたいとのことでしたので、変更をお願いしたいです。以上です。

議 長 60番を非農地にしたいということですね。あとございませんか。

15番幅委員 15番幅です。私は2班の班長ということで、この前の農地パトロールの報告ですが、湿田がかなり、非農地に認めてもらえるようになっていますが、大変日当たりが悪くて湿田が多いというところですが、私の班も。以上です。

議 長 幅さんの担当地区は湿田の放棄地も入っているのですが、その方面から見ても難しいということで非農地にしたいということだと思います。あとございませんか。

(なしの声)

議 長 よろしいでしょうか。皆さん見たとおりで、現状はなかなか難しいのかなというところでの判断だと思います。  
これは意向調査を行なうのですか。

事務局 そうです。この議案第1号のとおり承認いただければ、遊休農地の方には利用意向調査を送ります。非農地の判断が妥当ということになった農地には適用外証明願の申請書を送って、「非農地にしたいほうが良い」旨の促しを行ないます。

議 長 よろしいでしょうか。第1号、利用状況調査結果に対する農地の判断について、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議 長 それでは、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、ご説明いたします。受付番号10番、使用貸借案件でございます。

土地の所在は川口14地割地内の畑2筆、合計面積3,081平方メートルの土地を経営規模縮小のため、隣地所有者に平成38年12月31日までの期間、使用貸借をしようとするものです。以上議案第2号に係る事務局説明を終わります。

なお、議案第2号につきまして、現地調査を実施しておりますので、調査の報告をお願いいたします。

議 長 事務局より説明が終わりました。それでは、現地調査の報告を調査委員からお願いいたします。

5番井戸委員 受付番号10番の件について、現地調査の結果を委員番号5番の私井戸から報告いたします。本日午前9時から、事務局2名と6番黒澤金一委員、7番太布光則委員と私とで現地を確認して参りました。受付番号10番の農地の貸借の件については、地区は境田地区で、●●から東へ300メートル先にある農地で、借受人の自宅から近いため利便性のよい場所だと思いました。現地を確認しましたところ、農地として適正に管理されており、周辺農地への影響なども問題がなく、法令等の審査基準に照らしても遵守されていると確認して参りました。以上で報告を終わります。

議 長 現地調査の報告が終わりました。この件について、皆さんの方から何か質疑ございませんか。

4番細野委員 4番細野です。これは無償の貸し借りですか。

事 務 局 はい、そのとおりです。

議 長 賃借料はないそうです。ほかにありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第2号、農地法第3条

第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、を原案のとおり可とする意見に決定することに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 それでは、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、事務局の説明を求めます。なお、細野議員については、議事参与の制限に該当しますので、本案の審議が終了するまで退席をお願いします。

(4番細野清悦委員 退席)

事 務 局 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、ご説明いたします。4件とも賃貸借の案件でございます。

受付番号5番、土地の所在は沼宮内第14地割地内の畑1筆、1,854平方メートルを町道五日市川原木線拡幅工事の現場事務所等に記載の時期、金額により一時転用しようとするものです。

受付番号6番、土地の所在は大坊5地割地内及び6地割地内の畑4筆のうち1,674平方メートルを、葛巻町に建設される風力発電施設の送電設備建設のための作業場用地として、平成31年8月まで記載の金額で一時転用しようとするものです。受付番号7番、8番も同様の案件で、風力発電の送電建設のための一時転用となっております。位置図は20ページから23ページをご覧ください。

なお、議案第3号につきまして、現地調査を実施しておりますので、調査の報告をお願いいたします。以上議案第3号に係る事務局説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。ここで、現地調査の報告を調査委員からお願いします。

7番太布委員 7番太布から報告します。本日午前9時から、事務局2名と5番井戸ツヨミ委員、6番黒澤金一委員と私とで現地を確認して参りました。受付番号5番の件について報告します。地区は川原木地区で、東北新幹線の高架下にある町道沿いの農地でした。現地を確認したところ、農地としてきちんと管理されておりました。

現在の土地の利用状況や農地を一時転用する計画の内容、周辺農地への影響などいずれについても問題が無く、法令等の審査基準に照らしても遵守されていると確認いたしました。以上です。

15番幅委員 15番幅が現地確認の結果を報告します。議案第3号の受付番号6番、7番、8番

になります。地区は岩瀬張地区と笹渡地区です。借受ける人は先ほどの説明を受けたとおり同じ会社です。受付番号6番から8番についてまとめて報告します。

6番は岩瀬張地区の●●の裏の方で、●●から北東へ300メートル、もう一箇所は400メートルほど行った先にある農地でした。受付番号7番と8番は笹渡地区になります。地図にあるように●●の裏の方で、北へ200メートルほど入ったところがありました。現地を確認したところ、いずれも農地として管理されておりました。

借受人は6番から8番まで同じ会社でございます。資材置場や作業所などとして一時転用し、工事完了後は速やかに農地へ復帰するとのことでございます。現在の土地の利用状況や農地を一時転用する計画の内容、周辺農地への影響などいずれについても問題が無いと見て参りました。以上です。

議 長 ただいま現地調査の報告をいただきましたが、この件について、皆さんの方から何か質疑ございましたらお願いします。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、原案のとおり可とする意見に決定することに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とする意見に決定いたしました。

(4番細野清悦委員 復席)

議 長 続きまして、議案第4号、農地法の適用外証明に対する可否の決定について、別紙のとおり、農地法の適用外証明が提出されたので、可否の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第4号、農地法の適用外証明に対する可否の決定について、ご説明いたします。受付番号9番、土地の所在は沼宮内第11地割地内の畑2筆、合計面積1,374平方メートルの土地であります。昭和50年より耕作しておらず原野化した畑地でございます。受付番号10番、土地の所在は五日市第12地割地内の畑1筆、面積2,503平方メートルの土地であります。平成3年頃にアスファルト舗装を行い、工事現場事務所等に利用した土地であり、今もアスファルト敷の農地であります。

受付番号11番、土地の所在は川口第8地割地内の畑1筆、158平方メートルの土地であります。昭和59年に居宅を建築以来庭として使用していた土地でありま

す。受付番号 12 番、土地の所在は子抱第 1 地割地内の畑 5 筆、合計 3,464 平方メートルの土地であります。平成 5 年から未耕作の農地であります。

なお、議案第 4 号につきまして、現地調査を実施しておりますので、調査の報告をお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。ここで、現地調査の報告を調査委員からお願いいたします。

6 番黒澤委員 議案第 4 号、受付番号 9 番から 12 番まで 4 件あります。4 件とも私の方から順を追ってご説明いたします。現地調査ですが、本日午前 9 時から、事務局 2 名と 5 番井戸ツヨミ委員、7 番太布光則委員と私とで現地を確認して参りました。その結果について説明します。まずは受付番号 9 番です、地区は城山地区で ●●の南側の、山の方にあり、上がってみますと、遠くの方に●●が見える山の中にある場所でございます。現地を確認しましたが、願い出の内容のとおり、農地としてずっと利用されなくなって既に山林化しており、周辺も山林に囲まれているという場所でございます。そこに通じる道路も狭い、そういう場所でございます、農地に戻すということは非常に困難であって、非農地に認めるのもやむを得ないのではないかと判断をして参りました。次に受付番号 10 番の件について報告いたします。場所は苗代沢地区で、沼宮内駅から一方井方面に橋を渡って●●の裏の駐車場などに使われている広場でございます。現地を確認しましたが、願い出の内容のとおり既に農地として利用されていないし、一部アスファルトも敷かれ、砂利のところもありまして、いずれ農地として復元するということは難しい、と判断して参りました。

次に受付番号 11 番、地区は駅通地区で、川口駅から北に向かって 400m ほど先の住宅地に隣接する場所でした。現地を確認しましたが、願い出の内容のとおり庭になっていて、面積も少なく、想像からして昔は家庭菜園として利用していた場所かなど。それが既に庭になってしまっているということで、ここも農地に戻すには困難であるということで、仕方がないと判断して参りました。最後に受付番号 12 番、ここは苗代沢から一方井方面に向かって行き、●●のあったところの峠を越えた、かつて●●会社のあった場所でございます。それが面積も少なく、更に筆数もなくまとまった状態でないし、とにかく砂利といった状態で、会社が移ってからずっと前から売りたいということで看板をかけておりますが売れない、買う人もいないということでずっと持ってきた場所でもある。そういったことから農地としては難しいと判断して参りました。以上報告とします。

議 長 ただいま 4 件の非農地証明願いについての報告をいただきました、皆さんの方から何か質疑ございましたら、お願いします。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第4号、農地法の適用外証明に対する決定については、原案のとおり可とすることに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第5号、農地売買等事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第5号、農地売買等事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、ご説明いたします。

受付番号20番、土地の所在は土川第4地割地内の田2筆、合計面積3,582平方メートルを、記載の金額により岩手県農業公社へ所有権移転をしようとするものです。受付番号21番、土地の所在は川口第4地割地内の田2筆、合計面積861平方メートルを、記載の金額により岩手県農業公社へ所有権移転をしようとするものです。以上議案第5号に係る事務局説明を終わります。

議 長 ただいま議案第5号の説明が終わりました。皆さんの方から質疑ございましたら、お願いします。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第5号、農地売買等事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、原案のとおり可とすることに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 この際ですので、その他として委員の皆さんから又、事務局から何かありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。



これで本日の会議を閉じ、第28回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後2時03分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議長 印

2番 印

3番 印